

寄附金等取扱規程

第1条〔目的〕

この規程は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「この法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条〔寄附金の種類および募集〕

- (1) この法人が受領する寄附金の種類は次のとおりとする。
 - ① 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金
 - ② 特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みにあたり、あらかじめ使途を特定した寄附金
- (2) この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産を含むものとする。
- (3) この法人は常時、寄附金を募ることができる。

第3条〔寄附金の使途〕

- (1) 一般寄附金は、定款第4条の公益目的事業に使用し、一部を管理費として使用するものとする。
- (2) 特定寄附金は、寄附者の特定した使途に使用するものとする。

第4条〔受領の制限〕

寄附金が、次の各号に該当するときは、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- ① 法令に抵触するときのほか、この法人の業務遂行上支障があると認められるときおよびこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められるとき。
- ② 第2条第1項第2号の特定寄附金について、その使途が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないとき。

第5条〔受領書の送付〕

- (1) 寄附金を受領したときは、受領書を寄附者に送付するものとする。
- (2) 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額およびその受領年月日を記載するものとする。

第6条〔情報公開〕

この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5号各号に定める事項について、事務所へ備え

置き閲覧等の措置を講ずるものとする。

第7条〔補 足〕

この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、代表理事CEO（チェアマン）が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

第8条〔改 廃〕

この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

〔附 則〕

この規程は、公益認定を受けた日から施行する。

〔改 定〕

2016年7月13日

2019年9月11日